

【臼杵市漁業者事業継続支援事業】

長期化するエネルギー価格の高騰により、経費の負担が増大している漁業者に対し、事業継続に必要な資材(燃油)の給付を実施します。

対象者

大分県漁協臼杵支店の正組合員のうち、以下の要件を全て満たす漁業者

1. エネルギー価格高騰の影響により、**令和5年1月～令和5年12月の間のいずれか1ヶ月の売上げが、令和4年、令和3年、令和2年、令和元年の年間売上(1月～12月)の間の同月比で30%以上減少**していること。
2. 市内で原則1年以上継続して事業を行っていること。
3. 今後も事業を継続する意思があること。
4. 市税の滞納がないこと。
5. 暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

補助内容

漁船に使用する燃油×2/3

【燃油の種類と使用量の上限】

軽油……………上限900L分(法人:1,800L分)

ガソリン……………上限500L分(法人:1,000L分)

対象とする燃油の使用期間:給付決定後～令和6年2月29日(木)

必要書類

以下の書類を揃え、郵送または持参にて提出してください。
(申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。)

- 臼杵市漁業者事業継続支援事業給付申請書兼同意書(様式第1号)
- 基準年の確定申告書類の写し

- ・ 法人は基準月を含む期間の確定申告書別表一(1枚)と法人事業概況説明書(両面2枚)
- ・ 個人事業者(青色申告)は確定申告書第一表(1枚)と所得税青色申告決算書(1,2ページの2枚)
- ・ 個人事業者(白色申告)は確定申告書第一表(1枚)

- 令和5年1月から令和5年12月における売上げが減少した月の得意先元帳(漁協発行)と基準月の売上台帳等の写し

申請書提出 問合せ先

【申請期限】**令和6年1月31日(水)まで**

※申請書は、臼杵市ホームページからダウンロードできますが、産業観光課及び漁協臼杵支店にも準備しています。

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 産業観光課
TEL:0972-63-1111(内線5681)

